

固定資産税のお知らせ

認定長期優良住宅に係る減額制度

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、認定を受けて新築された長期優良住宅は、次のとおり固定資産税を減額します。これは、長期にわたって良好な状態で使用するための構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するためです。

▽減額要件 次のすべての要件を満たす住宅です。

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定を受けた新築住宅
- ・同法の施行日（平成21年6月4日）から平成22年3月31日までの間の新築住宅
- ・居住部分の床面積が50平方メートル以上（一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル以上）280平方メートル以下の住宅
- ・併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

※長期優良住宅の認定など

は、県が窓口になります。詳細は、兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課（☎078-362-3581（直通））へ問い合わせください。

▽減額範囲および税額

居住部分の床面積120平方メートル相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

※土地に係る固定資産税は減額しません。また、この減額措置を新築住宅の減額措置と重複して受けることはできません。

▽減額期間

・一般住宅（左記以外の住宅）は、課税開始年度分から5年度分



▽減額手続き

新築した年の翌年の1月31日までに、次の2つの書類を提出ください。

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条、第9条、または第13条に規定する通知書（認定通知書）の写し

住宅改修に伴う減額措置

- ・住宅耐震改修に伴う減額
- ・省エネ改修に伴う減額
- ・住宅のバリアフリー改修に伴う減額

それぞれ、一定の要件を満たす改修工事（工事費用（補助金などを除く）の合計が30万円以上）を行った場合、固定資産税を減額します。工事の完了日から3カ月以内に申告ください。詳細は、問い合わせください。

異動申告は

平成22年1月20日まで！

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方がその所在する市町村に納める税金です。平成21年中に、次のような異動があった場合

は、必ず申告ください。

▽土地・家屋

- ・土地の利用状況が変わった場合（農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした場合など）
- ・家屋を取り壊した場合
- ・家屋の用途変更があった場合（専用・併用住宅を工場や事務所にした場合など）
- ・登記をしていない家屋の所有者が変わった場合
- ・その他、平成21年4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更があった場合

※登記が完了した異動の申告は不要です。

▽償却資産

償却資産課税台帳がある方には、平成22年度申告書を送付しています。資産（機械・備品など）の購入、廃棄、または事業の廃業などの変更を申告ください。また、資産の異動がない場合も申告ください。※平成21年中に新たに事業を始めた方で、市から申告書が届いていない方は、連絡ください。

《問合せ》

税務課資産税係 ☎21-9046または各総合支所市民生活課

知って納得！固定資産（償却資産）のQ&A！

Q 償却資産とは何ですか？

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などのことをいいます。土地・家屋と同じく固定資産税が掛かります。

Q 申告しなければいけないのですか？

A 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。



Q どんな資産が対象ですか？

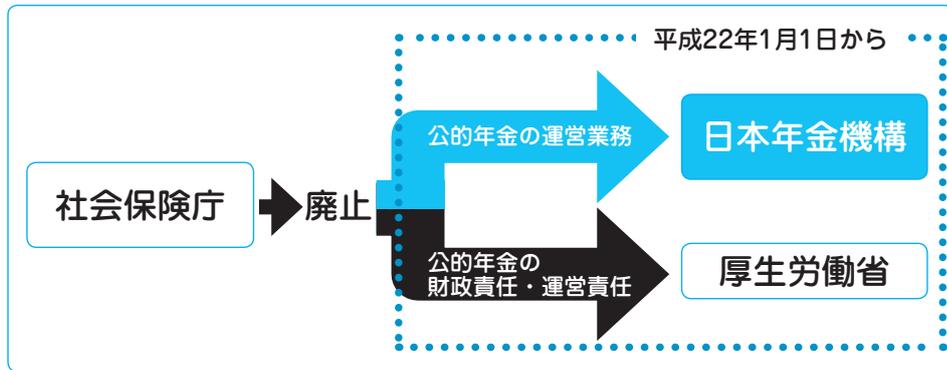
A 原則として、決算時に減価償却資産として計上されるものは、すべて対象となります。ただし、「家屋」として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告から除きます。

Q 新規開業しましたが申告はどうするのですか？

A 平成21年中に、新しく事業を始めた方は、市から「申告書」を送付しますので、連絡ください。

国民年金からのお知らせ

「日本年金機構」が
平成22年1月1日から
スタートします



社会保険庁は、国民の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在ある豊岡社会保険事務所は、新たに「豊岡年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金制度の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は国の制度としてその財政や運営に国が引き続き責任を持つことは、これまでと変わりがありません。

公的年金などの源泉徴収票が届きます

国民年金、厚生年金および共済組合などから支給する年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。このため、社会保険業務センターから平成21年分の源泉徴収票が平成22年1月末まで

に年金受給者へ発送されます。※障害年金、遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は発送されません。

■記載の事項は

- ・1年間に支払われた年金の総額
- ・社会保険料の金額（介護保険料額など）
- ・源泉徴収税額
- ・控除内容

■確定申告の添付書類に

2つ以上の「扶養親族等申告書」を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告の際に必要な書類となります。

■再交付

源泉徴収票を紛失した場合、豊岡社会保険事務所まで再交付を受けることができます。その場合、年金証書を持参ください。なお、代理者の場合は委任状と代理者の身分証明書が必要です。



また、源泉徴収票が届かない場合は、下記の「ねんきんダイヤル」に問い合わせください。

第3号保険者の

届け出忘れはありませんか

以前は、第3号被保険者（第2号被保険者である会社員・公務員に扶養されている配偶者）であることを自身で市区町村に届け出なくてはなりません（現在は、配偶者の会社での手続きとなっております）。

医療保険の扶養とは別の届け出であったため、扶養になる、または仕事をして扶養から外れて再度扶養に戻ったつもりが、届け出を忘れていたり、知らなかつたりして未加入期間になっている場合があります。そこで、平成17



年から届け忘れ期間をすべて承認してもらえ、「第3号被保険者の届出の特例」の制度ができました。ねんきん定期便などで記録を確認し、該当する方は、社会保険事務所まで手続きください。



豊岡社会保険事務所からののお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●1月9日(土)

午前9時30分～午後4時

●1月4日(月)・12日(火)・18日(月)・25日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

・IP電話・PHS

☎03-6700-11165

●年金個人情報サービス

社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎22-0945

▽市民課市民係

☎21-9015または各

総合支所市民生活課